

官報

号外

昭和六十三年二月二十日

○国第百十二回 参議院會議録第六号

昭和六十三年二月二十日(土曜日)

午後二時一分開議

○議事日程 第六号

昭和六十三年二月二十日
午後二時 本会議

第一 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)

第二 昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)

第三 昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、日程第一より第三まで

一、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和六十三年二月二十日 参議院會議録第六号

請暇の件 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)外二件

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○議長(藤田正明君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

秋山肇君から海外旅行のため明二十一日から十日間の請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第一 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)

日程第二 昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)

日程第三 昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長原文兵衛君。

審査報告書

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)
昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)
昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年二月二十日

予算委員長 原文兵衛

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、(1)災害復旧費の追加、(2)給与改善費、(3)国民健康保険特別交付金及び義務的経費の追加等合計で二兆六千六百十三億五千五百円の追加を行い、他方、既定経費の節減等により、五千七百七十四億九千四百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入一兆八千九百三十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入一兆九千三百三十九億六千五百万円を計上するほか、その他収入四千七百一十一億四百万円の減収を見込み、「昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づく公債を一兆三千二百二十億円の減額することとしている。

この結果、昭和六十二年一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ二兆三百三十八億六千四百四十二円増額され、五十八兆二千二百

四十一億五千五百七十万六千円となる。

昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、国立学校特別会計、厚生保険特別会計等二十七特別会計について所要の補正を行うこととしている。

昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び北海道東北開発公庫の三政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)

右は本院において可決した。

昭和六十三年二月二十日 参議院會議録第六号 昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)外二件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました昭和六十二年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において給与改善費、義務的経費の追加、国民健康保険特別交付金等、特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は二兆六千六百十四億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により、五千七百七十五億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、租税及び印紙収入一兆八千九百三十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れを計上し、他方特別公債一兆三千二百二十億円の減額を行うこととしております。

本補正の結果、昭和六十二年度補正予算の総額は、歳入歳出とも成立予算に対し二兆三百三十九億円増加し、五十八兆二千四百四十二億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計等二十七の特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、一月二十五日、国会に提出され、二十九日、宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取

し、衆議院からの送付を待つて二月十九日、二十日の二日間にわたり、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「本来補正予算は、義務的経費の不足や当初予算編成後特に緊要となった事項について作成すると制限的に規定されているが、今回の補正予算には自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加繰り入れや国民健康保険特別交付金のように当初予算に計上しなかった事項が含まれるなど緊要性に欠けており、財政法に違反しているのではないかと。また、当初予算に対し巨額な税の自然増収が発生したのは、政府が意図的に税の過小見積もりを行ったからではないか」との質疑がありました。

これに対し竹下内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣より、「六十二年当初予算では大量の赤字公債を発行する苦しい歳入事情と歳出における緊要性の優先度を判断し編成したが、その後、歳入に余裕が生じたので元来繰り入れを要請されていた自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加あるいは退職者医療制度創設に伴う国民健康保険特別交付金を今回の補正予算に計上したもので、財政法に違反するものでない。税収見積もりを見誤ったのは事実であり、おわび申し上げる。円高不況に对应し、税収を減額した六十一年度補正予算を前提に六十二年の税収見通しを行い、その後の経済の拡大や財テクの影響等を把握できなかったことが原因であり、決して政府が意図的に過小見積もりをしたわけではない。財政当局は総力を挙げて税収の見積もりを行っているが、日本経済の力強い潜在力や世界経済の影響などもあり、これを

的確に予測することは容易でないことをぜひ御理解願いたい」との答弁がありました。

質疑は、このほか装備事前集積と日米安保条約の関係、INF協定後の日本の防衛政策の方向、税制改革、農産物の輸入自由化、土地・住宅対策、沖縄問題等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して小川委員が反対、自由民主党を代表して吉川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して矢原委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十二年度補正予算三案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 三案に対し、討論の通告がございします。発言を許します。小川仁一君。

〔小川仁一君登壇、拍手〕

○小川仁一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和六十二年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

竹下総理が中曽根政治の継承を唱えて総理になられてから三カ月たちました。継承なるがゆえに円高・ドル安のレーガン政策に追従迎合し、経済問題は一層厳しさを増しております。農産物の自由化の安易な受け入れ等もあって農業は破壊さ

れ、離農する農民も現出している悲しむべき状況がございします。

国民生活も、狂乱的な地価の高騰に市民が苦しみ、円高によって輸出関連の中小企業と、そこに働く人たちは不安な生活を送っているのではありません。国民は血のにじむような努力によってこの状況を克服しようとして必死であります。今、政府に求められているものは、国民の切実な要求にこたえらるるとともに、アメリカ等諸外国に対して毅然とした態度で国民の利益を主張する政治であります。軍備についても、アメリカの軍事戦略に従属することなく、平和憲法の精神に基づいて軍縮の方針を貫く姿勢を国民は望んでおります。

以上申し上げ、以下、本補正予算の反対理由を申し述べます。

反対理由の第一は、本補正予算は、本来当初予算に計上すべき政策経費をも便宜的に盛り込み、財政法第二十九条の精神に違反していることである。国民健康保険特別交付金一千八百億円など、六十二年度予算成立後に生じた事由によらないものまでも計上していることは納得できません。

特に、国保交付金は、退職者医療制度創設に伴う赤字の補てん分であり、我々は従来から全額処理を要求してきたものであります。しかし、政府は財源難を理由に拒否をしていながら、六十三年度に国保に対する地方自治体の負担増をのませる見返りとして予算化したものであり、便宜的な措置であると言わなければなりません。

このような違法的な予算計上は、マイナスイーリング方式により当初予算の伸びを形だけで抑え込もうとする政府の予算編成方式が結果的に財政

法無視を招いているものであり、強く批判するものであります。

反対理由の第二は、政府の税収見通しが大幅に狂い、歳入見積もりが余りにもずさんであることであります。

六十二年度当初予算においては税収増を前年度比約六千三百四十億円と見積もりながら、補正予算においてその六倍にも当たる三兆六千億円を超える増収を見込んだことは重大な誤算であります。税収は、単なる見積もりとはいえ、誤差率が四ないし五%にも達する誤りは許されるものではなく、政府の責任は免れません。このような誤りが、経済に明るいと言われる宮澤蔵相と税の専門的知識を持つ官僚によって行われたのは、売上税を通すための意図的な政策としか考えられせん。

税収を過小に見積もり、所得税、法人税の減税をえさに国民をだまし、売上税を導入しようとしたたくらみであり、こそくな方法であり、まさに失政であります。これらの税の増収分は納税者である国民に返すことが当然であり、我が党を含む野党の共同の減税要求にこたえることが政府の責任と言えましょう。

反対理由の第三は、防衛費の対GNP比一%枠の突破が一段と進んでいることです。中曽根前総理は、六十二年度当初予算において我が国の軍事大国化の歯どめとして重要な役割を果たしてきた一%の枠を突破し、レーガン政府の軍備増強方針に迎合いたしました。このことは多くの国民の平和への願いの感情を逆なでにしたものであり、また、アジア諸国は、日本はまたもや軍事大国の道を歩むのではないかと強い不安と

危惧の念を抱き、非難をしております。

竹下総理は、米ソのINF全廃条約の調印が示すような状況を認識し、世界的軍縮の潮流の中で防衛費を削減すべきでした。しかし、緊張緩和の世界の趨勢に逆行して、補正予算においては対GNP比を一・〇〇七%と拡大していることは断じて承認できません。

加えて、本年一月の日米防衛首脳会議において、戦争準備とも言うべき装備事前集積を日本側から持ち出したことは許すことができません。強く反省を求め、今後の交渉において撤回するよう要求いたします。

なお、反対の理由は、歳入における日銀納付金の減額修正等数多くありますが、時間の関係で省略いたします。政府自身にも内心じくじたるものもあることでしょう。反省されて今後誤りなきようきつく要望いたします。

最後に、新型間接税について申し上げます。

私は、売上税反対を訴えて、ミニ国政選挙と言われた参議院補選において岩手県民の圧倒的支持をいただいた者であります。自民党の候補者は人柄もよく、能力もすばらしく、信用のある方でした。その方が、売上税反対の県民の批判によって落選されたのです。売上税の犠牲者と言えるのではないのでしょうか。当時の竹下幹事長、宮澤蔵相を初め、自民党の幹部の方々は岩手においてになり、売上税について宣伝、説得され、また、圧力もかけられたと聞いております。しかし、いかにせん、売上税は天下の悪税であったため県民に受け入れられませんでした。

竹下総理、ちょうど一年前のことであり、よもお忘れになってはいないと思います。

大平内閣の一般消費税は五十四年の総選挙によって消え去り、売上税は、私の「中曽根さんのおかげです」と言ったことが国民的共感を呼び、岩手ショックとして全国を席巻して統一地方選挙にも影響し、ついに廃案になりました。為政者として謙虚に反省すべきだと思います。

また、竹下総理は、売上税と同質の新型間接税についてあたかも国民の合意を得ているかのようなことを公言しておられます。しかし、それは公約を無視し、国民の声を傾けることもない、国民を愚弄した思い上がりとも言えます。今、国民が税制改革に求めているものは不公平税制の是正、既存税制の改革であります。新型間接税など国民は望んでいないことを申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。(拍手)

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長村上正邦君。

審査報告書

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年二月二十日

大蔵委員長 村上 正邦

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十二年度における異常な赤潮による養殖はまちの大量死亡等により漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十二年度において、一般会計から同勘定に資金を繰り入れる措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和六十二年度一般会計補正予算(第二号)の歳出として漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入額六十七億五千八百七十七万円が計上されている。

昭和六十三年二月二十日 参議院會議録第六号

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1 政府は、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十二年において、一般会計から、六十七億五千八百七十七万円を限り、同特別会計の漁業共済保険勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 たいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年第二次補正予算に係るものでありまして、昭和六十二年における異常な赤潮による養殖ハマチの大量死亡等により、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において一般会計から六十七億五千八百七十七万円を限り同勘定に繰り入れようとするものであります。

委員会におきましては、異常赤潮発生メカニズム解明の必要性、中小漁業者保護の観点から漁業共済保険制度の財政的健全化に向けての具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員長谷川寛三君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年二月二十日

地方行政委員長 谷川 寛三
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金減額等の措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行により、本年度において既に交付することとした追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円に加えて、普通交

付税の調整額の復活に要する額百九十三億円、財源対策債の縮減に伴う普通交付税の増額に要する額二千八百三十億円及び特別交付税の増額に要する額百九十三億円の合計三千二百六十六億円を地方公共団体に交付するほか、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を二千三百四十四億円減額する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「昭和六十二年

分の算定については、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は、五千七百六十六億円とする。」を削り、同項第二号中「六兆四千四百四十三億五千五百万円」を「五兆九千九百三十九億三千五百万円」に改め、同条第三項中「千六百六十億円」を「千三百三十億円」に、「千七百七十五億円」を「千三百三十五億円」に改める。

昭和六十三年二月二十日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

塩出 啓典君	三木 忠雄君	宮崎 秀樹君	松浦 孝治君
高桑 栄松君	中西 珠子君	福田 幸弘君	野沢 太三君
栗林 卓司君	関 嘉彦君	永野 茂門君	永田 良雄君
下条進一郎君	北 修二君	寺内 弘子君	青木 幹雄君
多田 省吾君	黒柳 明君	上杉 光弘君	小野 清子君
高木健太郎君	伏見 康治君	大塚清次郎君	吉村 真事君
田淵 哲也君	田中 正巳君	柳川 覺治君	石井 一二君
青島 幸男君	西川 潔君	宮澤 弘君	杉山 令肇君
佐藤謙一郎君	喜屋武眞榮君	藤井 孝男君	向山 一人君
山田耕三郎君	二木 秀夫君	仲川 幸男君	出口 廣光君
本村 和喜君	宮島 澁君	前田 寛三君	岩上 二郎君
矢野俊比古君	石井 道子君	板垣 正君	松尾 官平君
添田増太郎君	守住 有信君	山本 富雄君	坂野 重信君
曾根田郁夫君	志村 哲良君	真鍋 賢二君	岩崎 純三君
工藤万砂美君	海江田鶴造君	齋藤栄三郎君	山東 昭子君
大浜 方栄君	井上 裕君	山内 一郎君	土屋 義彦君
井上 孝君	遠藤 政夫君	初村滝一郎君	西村 尚治君
堀江 正夫君	増岡 康治君	森田 重郎君	松垣徳太郎君
最上 進君	大河原太一郎君	中西 一郎君	世耕 政隆君
田代由紀男君	成相 善十君	山崎 竜男君	河本嘉久蔵君
高平 公友君	伊江 朝雄君	古賀雷四郎君	竹山 裕君
金丸 三郎君	佐々木 満君	藤野 賢二君	秋山 肇君
後藤 正夫君	亀長 友義君	野末 陳平君	中曾根弘文君
沢田 一精君	嶋崎 均君	田辺 哲夫君	田 英夫君
長谷川 信君	熊谷太三郎君	山本 正和君	久世 公堯君
植木 光教君	加藤 武徳君	杵掛 哲男君	斎藤 文夫君
服部 安司君	木村 睦男君	下稲葉耕吉君	鈴木 貞敏君
長田 裕二君	石本 茂君	久保田真苗君	森山 眞弓君
井上 吉夫君	鈴木 省吾君	小島 静馬君	村上 正邦君
浦田 勝君	梶木 又三君	松浦 功君	福田 宏一君
佐藤栄佐久君	倉田 寛之君	名尾 良孝君	高木 正明君
	杉元 恒雄君	小川 仁一君	岩本 政光君

大木 浩君	岡部 三郎君	大蔵 大臣
梶原 清君	川原新次郎君	文部 大臣
関口 恵造君	田沢 智治君	厚生 大臣
高杉 勉忠君	岡田 広君	農林水産大臣
大島 友治君	遠藤 要君	通商産業大臣
林田悠紀夫君	中村 太郎君	運輸 大臣
堀内 俊夫君	原文兵衛君	郵政 大臣
坂元 親男君	小山 一平君	建設 大臣
一井 淳治君	千葉 景子君	自治 大臣
吉川 春子君	内藤 功君	国家公安委員
山口 哲夫君	下田 京子君	内閣官房長官
佐藤 昭夫君	糸久入重子君	内閣官房長官
稲村 稔夫君	菅野 久光君	内閣官房長官
近藤 忠孝君	諫山 博君	内閣官房長官
中村 哲君	上野 雄文君	内閣官房長官
佐藤 三吾君	大森 昭君	内閣官房長官
松前 達郎君	穂山 篤君	内閣官房長官
神谷信之助君	大木 正吾君	内閣官房長官
丸谷 金保君	久保 亘君	内閣官房長官
矢田部 理君	志苦 裕君	内閣官房長官
山中 郁子君	吉岡 吉典君	内閣官房長官
本岡 昭次君	野田 哲君	内閣官房長官
赤桐 操君	立木 洋君	内閣官房長官
市川 正一君	対馬 孝且君	内閣官房長官
青木 新次君	安恒 良一君	内閣官房長官
鈴木 和美君	小野 明君	内閣官房長官
秋山 長造君	小笠原貞子君	内閣官房長官
上田耕一郎君		内閣官房長官

大蔵 大臣	宮澤 喜一君
文部 大臣	中島源太郎君
厚生 大臣	藤本 孝雄君
農林水産大臣	佐藤 隆君
通商産業大臣	田村 元君
運輸 大臣	石原慎太郎君
郵政 大臣	中山 正暉君
建設 大臣	中村 太郎君
自治 大臣	越智 伊平君
国家公安委員	梶山 静六君
内閣官房長官	小淵 恵三君
内閣官房長官	高鳥 修君
内閣官房長官	粕谷 茂君
内閣官房長官	瓦 力君
内閣官房長官	中尾 栄一君
内閣官房長官	伊藤宗一郎君
内閣官房長官	堀内 俊夫君
内閣官房長官	奥野 誠亮君

議長の報告事項
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

諫山 博君

補欠

吉岡 吉典君

農林水産委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

諫山 博君

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、商品取引所審議会会長に別府正夫君、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君及び杉山克己君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

工藤万砂美君

補欠

大塚清次郎君

坂元 親男君

上杉 光弘君

志村 哲良君

鈴木 貞敏君

増岡 康治君

佐藤謙一郎君

稲村 稔夫君

鈴木 和美君

議院運営委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

坂元 親男君

大塚清次郎君

工藤万砂美君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号） 地方行政委員会に付託

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第一号） 大蔵委員会に付託

昭和六十二年一般会計補正予算（第二号）（閣予第一号） 昭和六十二年特別会計補正予算（特第二号）（閣予第二号）

昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第二号）（閣予第三号）

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法六条の規定による昭和六十一年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

坪井 一字君

補欠

寺内 弘子君

文教委員

辞任

寺内 弘子君

補欠

坪井 一字君

予算委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

斎藤 文夫君

鈴木 和美君

稲村 稔夫君

神谷信之助君

近藤 忠孝君

下田 京子君

佐藤 昭夫君

野末 陳平君

秋山 肇君

決算委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

下田 京子君

議院運営委員

辞任

斎藤 文夫君

補欠

上杉 光弘君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。委員派遣承認要求書

一、目的 人口動向と国民生活に関する諸問題の実情調査

一、派遣委員

長田 裕二

矢野俊比古

山口 哲夫

高木健太郎

井上 吉夫

斎藤 文夫

寺内 弘子

向山 一人

山本 正和

近藤 忠孝

平野 清

一、派遣地 沖縄県 鹿児島県

一、期間 二月二十四日から同月二十六日まで

三日間

一、費用 概算一、四八二、八〇〇円

右のとおり議決した。よつて衆議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十三年二月十九日

国民生活に関する調査会長 長田 裕二

参議院議長 藤田 正明殿

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十二年第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、建設大臣官房総務審議官田村嘉朗君の第百十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

建設大臣官房総務審議官事務代理 中嶋 計廣君

同日内閣総理大臣から議長宛、建設大臣官房総務審議官事務代理中嶋計廣君（同日議長承認）を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昭和六十三年二月二十日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号)、昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号)及び昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(閣法第一号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 31(東京) 2101

定価 一〇円部